

資料 2-1

23水漁第898号
平成23年8月3日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

水産基本計画の変更について（諮問第202号）

水産基本法（平成13年法律第89号）第11条第9項において準用する同条第6項の規定に基づき、「水産基本計画の変更」について、貴審議会の意見を求める。